

お客様 各位

北海道労働金庫

次世代育成支援対策推進法に基づく『プラチナくるみん』認定について

日頃より北海道労働金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、北海道労働金庫は、2024（令和6）年9月13日付で、次世代育成支援対策推進法に基づく『プラチナくるみん認定』企業の認定を受けました。

プラチナくるみん認定は、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」企業のうち、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、より高い水準の取組みを行い一定の要件を満たした企業に対し「優良な子育て企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）から行われるものであり、当金庫におきましては、第7期行動計画（2022～2023年度）に掲げた目標を達成する等の認定要件を満たし、今般の認定に至りました。

北海道労働金庫では、職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう、さらなる取組みを進めてまいります。

次世代育成支援対策推進法に基づく第7期行動計画における取組み概要	
行動計画期間	2022（令和4）年4月1日～2024（令和6）年3月31日
取組み概要	<p>1. 「健康管理行動計画」（3か年計画）に基づき、「ノー残業デー」や「定時退勤週間」、「年次有給休暇の取得促進」等の取組みを計画的に進め、職員一人あたりの時間外労働時間や年次有給休暇取得率が年々改善しました。</p> <p>2. マネジメント研修において、育児・介護休業法の改正について周知したほか、社内報において男性育休取得者のインタビューや育休中の職員を対象に開催した「育休者ミーティング」の様子を発信することで機運の醸成に努め、男性育休休業取得率（企業独自の休暇制度含む）100%（25人）、女性育児休業取得率95%（20人）となりました。</p> <p>3. 「女性活躍推進10か年計画」（令和4年度策定）に基づき、育休から復帰した女性職員のキャリア形成支援のための「育休復帰者向け研修」を実施する等、子育てをしながら活躍できる職場環境づくりを進めました。</p>
プラチナくるみん認定マーク	